

令和 4 年 12 月 16 日

第 8 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

12月16日（最終日）

- 日程第1 議案第57号 南知多町太陽光発電設備の設置等に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第58号 南知多町漁業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第59号 南知多町漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について
- 日程第4 議案第60号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第61号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第62号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第63号 南知多町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第64号 南知多町職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第65号 令和4年度南知多町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第10 議案第66号 令和4年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第67号 令和4年度南知多町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第12 請願第5号 「日本政府に、世界平和統一家庭連合との関係を断ち切り被害防止及び救済を求める意見書」の採択を求める請願
- 日程第13 発議第4号 南知多町議会委員会に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 発議第5号 通学路に信号機を求める意見書
- 日程第15 閉会中の継続審査（調査）について

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員 (12名)

1番 森 宏 子

3番 鈴木 浩 二

5番 小 嶋 完 作

7番 石 垣 菊 蔵

9番 藤 井 満 久

11番 榎 戸 陵 友

2番 山 本 優 作

4番 片 山 陽 市

6番 内 田 保

8番 服 部 光 男

10番 吉 原 一 治

12番 石 黒 充 明

欠席議員 (なし)

4 説明のため出席した者の職・氏名

町 長 石 黒 和 彦

総 務 部 長 高 田 順 平

防災危機管理室長 石 黒 俊 光

企画財政課長 滝 本 功

建設経済部長 滝 本 恭 史

産業振興課長 奥 川 広 康

厚 生 部 長 大 岩 幹 治

健康介護課長 田 中 直 之

環 境 課 長 富 田 和 彦

教 育 部 長 鈴 木 淳 二

社会教育課長 森 崇 史

会 計 管 理 者
兼 会 計 課 長 山 本 有 里

副 町 長 中 川 昌 一

総 務 課 長 坂 口 増 和

税 務 課 長 内 田 純 慈

まちづくり推進室長 山 本 剛 資

建 設 課 長 山 本 剛

水 道 課 長 坂 本 有 二

住 民 福 祉 課 長
兼 保 険 年 金 室 長 山 下 忠 仁

健康子育て室長 相 川 和 英

教 育 長 高 橋 篤

学 校 教 育 課 長 鈴 木 和 芳

学 校 給 食
セ ン タ ー 所 長 宮 地 利 佳

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 大久保 美保 主 幹 田 中 達 也

〔 開議 9時30分 〕

○議長（石垣菊蔵君）

皆さん、おはようございます。

去る12月6日の本会議におきまして、各委員会に付託されました重要案件につきましては、慎重審査をしていただき、誠に御苦労さまでした。

ここで1つ御承知おきください。私の声が聞き取りにくいというようなことがございますので、私、議長のみマスクを外してこの後進行していきますので、よろしくお願いをいたします。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしくお願いをいたします。

日程第1 議案第57号 南知多町太陽光発電設備の設置等に関する条例の制定について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第1、議案第57号 南知多町太陽光発電設備の設置等に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

片山文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（片山陽市君）

ただいま上程されました議案第57号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る9日、全委員の出席の下に委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、条例第11条で、住民等と事業者が協定を締結したときは協定の写しを町長へ提出するとあるが、協定の不履行が生じた場合、町長の責任範囲はどこまでか。答弁としまして、条例第19条で、町長は事業者に対し指導を行うことができることを規

定しているので、町が事業者と地域住民等の中に入って話し合いを行い、指導していきます。

次の質疑としまして、罰則規定を付さない理由は何か。答弁としまして、F I T法では、条例を含む法令に違反した場合、国は指導・勧告を行い認定を取り消すことができると規定されており、事業者の氏名等も公表され、事業者にとっての不利益があることから罰則規定は必要ないものと考えているからです。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

会議規則に関する規則第51条第2項の規定により、討論を終結いたします。

これより議案第57号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第58号 南知多町漁業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第2、議案第58号 南知多町漁業集落排水事業の設置等に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山本総務建設委員長。

○総務建設委員長（山本優作君）

ただいま上程されました議案第58号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について

て、御報告申し上げます。

当委員会は、去る13日、全委員の出席の下に委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの委員長の報告に対しての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

内田保議員から反対討論の通告があります。討論の発言を許します。

6番、内田議員。

○6番（内田 保君）

それでは、議案第58号 南知多町漁業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について、反対の立場から討論いたします。

今回の改正は、独立採算を維持することが原則の考え方になります。必要な経費は利用者に支払っていただく使用料によって賄っていく必要があります。そのため日間賀島島民にとって、今回はもう既に値上げとなっておりますが、企業会計を適用することは、独立採算制を強化することでさらに値上げをする口実をつくるものです。

また、国の文書では、将来的に民営化、PFI／PPPなど民間への移行をさらに進めることを想定しております。企業会計化を進めることは、日間賀島島民にとってもマイナスです。

2つ目の理由として、現在官公庁会計である特別会計方式で何の問題もありません。2,000万円もかけて移行のために無駄なお金を使う必要はありません。これを整備する交付税措置も約40%ぐらいしかないそうです。国の総務省文書も要請であり、従う義務もありません。地方自治の精神で南知多町は今の状況を把握し、自主的に今の官公庁会計、特別会計方式で分かりやすい会計を進めることにすれば足りることです。ペナルテ

ィーはないそうです。

南知多町は1万6,000人の町です。国が求める地方公営企業法に基づく公営企業会計の適用は、基本的に3万人以上です。今回は国からあくまでも要請であって、南知多町は必ず従う義務也没有せん。

一般会計からの繰り出しが必ず必要となる下水道会計です。公的サービスを後退させかねない企業会計移行ではなく、これまでの官庁会計である漁業集落排水特別会計で十分内容は分かります。問題があればその都度指摘し解決することは、これまでの特別会計でも十分できたではありませんか、問題ありません。2,000万円は学校や特別教室のエアコン設置等の費用や、ほかの施策で町民のために使うべきです。

よって、議案第58号、漁業集落排水設置に関わる条例、関連する議案第59号の条例にも反対します。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

次に、賛成の討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了します。

これより議案第58号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第59号 南知多町漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第3、議案第59号 南知多町漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山本総務建設委員長。

○総務建設委員長（山本優作君）

ただいま上程されました議案第59号に対する当委員会の審査の経過並びに結果につい

て、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、使用料の改正により一般家庭ではどれぐらいの影響があるのか。答弁としまして、1か月当たり約201円の値上げとなります。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第59号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第60号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第61号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第4、議案第60号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程第5、議案第61号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての2件は、関連がありますので一括議題といたします。

以上2件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

山本総務建設委員長。

○総務建設委員長（山本優作君）

ただいま上程されました議案第60号及び議案第61号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

これより順次委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第60号の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

内田保議員から反対討論の通告があります。討論の発言を許します。

6番、内田議員。

○6番（内田 保君）

それでは、議案第60号、議員報酬の期末手当0.05%引上げ、この議案に対して反対の立場から討論いたします。

第1に、議員の期末手当を引き上げることは合理的な理由がありません。人事院勧告は勤勉手当の引上げです。期末手当を引き上げる理由がありません。

第2に、南知多町の特別職の報酬審議会が開かれておりません。愛知県や半田市や大府市では、原則として毎年開催し、適正な報酬であるかを審議しております。一般の公務員は給料表などがあり、必要なルールは定まっております。私たち特別職の報酬は、この審議会を受けて町民によるチェックを受けることしかありません。毎年開催し、そのチェックを受けて提案すべきです。その提案がないこの報酬の引上げについては反対するものであります。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

次に、賛成の討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第60号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

内田保議員から反対討論の通告があります。討論の発言を許します。

6 番、内田議員。

○ 6 番（内田 保君）

それでは、議案第61号、特別職の期末手当引上げ、常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、反対討論をいたします。

なぜ特別職の期末手当を引き上げるのか。国の人事院勧告により一般常勤職員の勤勉手当の改定に準じ、特別職の期末手当の改定を行おうとしております。町長、副町長、教育長の特別職には勤勉手当はないにもかかわらず、その改定に準じて期末手当を引き上げ、また町特別職報酬審議会も開催せず提案することは明確な根拠が示されておられません。ましてや会計年度任用職員は、勤勉手当が上がっても期末手当を上げないと、そういうようなことも承知しております。これでは第三者の視点が全く入らないままこの議案を通すことは、町民の理解を得られるとは考えられません。

少子高齢化社会を迎え、財政状況の厳しい状況が続いている中、町長をはじめとした私たち特別職には、徹底した行政改革が求められています。基本的に国家公務員の勧告に従うべき義務もありません。勧告は勤勉手当0.1%の改正であり、それを期末手当0.05%引き上げるのは、これも合理的な理由は全くありません。

以上、議案第61号の特別職職員の常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正には反対します。

○議長（石垣菊蔵君）

次に、賛成の討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第61号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第62号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第6、議案第62号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

山本総務建設委員長。

○総務建設委員長（山本優作君）

ただいま上程されました議案第62号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第62号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第63号 南知多町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第7、議案第63号 南知多町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

山本総務建設委員長。

○総務建設委員長（山本優作君）

ただいま上程されました議案第63号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、以前部長職を廃止する説明を受けたが、今回の条例改正に当たり、定年延長と部長職廃止の整合性は取れているか。答弁としまして、今回の条例改正は国の制度改正に合わせて行うものであり、部長職廃止については今後検討していきます。

次の質疑としまして、税収の8割程度を人件費が占めている中、定年延長が始まると人件費が膨れ上がることが想定されるが、人件費を削減する方針はあるのか。答弁としまして、明確な方針はありませんが、第7次南知多町総合計画の行財政マネジメントの中で、方針・対応策について検討しています。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

会議に関する規則第51条第2項の規定により、討論を終結いたします。

これより議案第63号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第64号 南知多町職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第8、議案第64号 南知多町職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

山本総務建設委員長。

○総務建設委員長（山本優作君）

ただいま上程されました議案第64号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第64号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第65号 令和4年度南知多町一般会計補正予算（第8号）

○議長（石垣菊蔵君）

日程第9、議案第65号 令和4年度南知多町一般会計補正予算（第8号）の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

片山文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（片山陽市君）

ただいま上程されました議案第65号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、順次各課、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

学校教育課関係について。

質疑としまして、Wi-Fiルーターは何台購入し、その使い方はどのようにするのか。答弁としまして、20台購入予定で、要保護・準要保護児童・生徒に貸し出します。

次の質疑としまして、制服リボンの購入は毎年購入し支給するのか。答弁としまして、中学校統合のため、令和5年に限り新2・3年生の女子生徒については町が購入します。

次に、住民福祉課関係について。

質疑としまして、障害児通所給付費等の増額の内容は何か。答弁としまして、人数による増額だけでなく利用日数の増に伴うもので、放課後等デイサービスが95万7,000円、児童発達支援が28万8,000円増額し、相談支援は23万9,000円減額しましたが、合計で100万6,000円の増額となりました。

次に、環境課関係について。

質疑としまして、減額する知多南部衛生組合分担金の内訳はどのようなになっているか。
答弁としまして、歳出において、職員給与費等1,561万1,000円、処理委託料725万円、
光熱水費1,593万円がそれぞれ増額、廃棄物処理施設整備費3億276万3,000円が減額と
なります。また、歳入において、繰越金2,205万5,000円、雑入1,498万1,000円がそれぞ
れ増額、国庫支出金9,910万1,000円及び組合債1億8,280万円が減額となります。これ
により、両町合わせて5,172万7,000円が分担金の減額対象となります。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

次に、山本総務建設委員長。

○総務建設委員長（山本優作君）

ただいま上程されました議案第65号に対する当委員会に付託されました所管事項の審
査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、順次各課、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

まちづくり推進室関係について。

質疑としまして、まちづくり講師等報酬は誰に対して支払うものなのか。答弁としま
して、町の施策について、外部からの視線で評価した記事を作成するウェブライターに
対して支払います。

次の質疑としまして、ウェブライターにより作成された記事は、いつどのような形で
公開されるのか。答弁としまして、令和5年3月末までにインターネット上で順次公開
し、広報や南知多町公式ホームページ等で住民へ周知していく予定です。

次の質疑としまして、ウェブライターに対する報償費、作成する記事と企業版ふるさと
納税との関係はどのようなになっているか。答弁としまして、企業版ふるさと納税は、
内閣府が認定した地域再生計画に基づいた事業に対してのもので、本町の地域再生計画
である総合計画に併せて、関係人口創出と全ての施策の満足度向上を目指す上で活用す
るものです。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

山本議員。

○総務建設委員長（山本優作君）

ただいまの報告の中で、1点誤りがありましたので訂正させていただきます。

まちづくり講師等報酬と申しましたけれども、まちづくり講師等報償でありましたので訂正いたします。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結します。

これより議案第65号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第66号 令和4年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（石垣菊蔵君）

日程第10、議案第66号 令和4年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

山本総務建設委員長。

○総務建設委員長（山本優作君）

ただいま上程されました議案第66号に対する当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたし

ました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第66号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第67号 令和4年度南知多町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（石垣菊蔵君）

日程第11、議案第67号 令和4年度南知多町水道事業会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

山本総務建設委員長。

○総務建設委員長（山本優作君）

ただいま上程されました議案第67号に対する当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第67号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第12 請願第5号 「日本政府に、世界平和統一家庭連合との関係を断ち切り被害防止及び救済を求める意見書」の採択を求める請願

○議長（石垣菊蔵君）

日程第12、請願第5号 「日本政府に、世界平和統一家庭連合との関係を断ち切り被害防止及び救済を求める意見書」の採択を求める請願の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山本総務建設委員長。

○総務建設委員長（山本優作君）

ただいま上程されました請願第5号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

各委員に意見を求めましたが、主な意見もなく、慎重審査の上、採決の結果、賛成なしでありました。よって、本請願は不採択すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

内田保議員から、賛成討論の通告があります。討論の発言を許します。

6 番、内田議員。

○6 番（内田 保君）

それでは、請願第 5 号 「日本政府に、世界平和統一家庭連合との関係を断ち切り被害防止及び救済を求める意見書」の採択を求める請願に、賛成の立場から討論いたします。

先週閉会した臨時国会では、重要課題となった統一教会問題をめぐって被害者救済法が成立いたしました。同法は、深刻な被害実態に照らせば極めて不十分であります。この意見書請願の第 2 項に関わった、直ちに見直し実効性のある救済制度をつくる必要があります。

同時に、絶対に曖昧にできないのは、旧統一教会と自民党政治家との深い癒着の究明です。岸田文雄首相は、同教会との関係調査についての議員任せの態度を改めず、解任を求める世論に背を向けました。被害者拡大の背景に、長年にわたる両者との密接な関係があったことは明白であります。癒着の闇を洗いざらい明らかにすることが政治の責任です。

まず、意見書第 2 項の実効性ある被害防止、救済制度の法案になっているかという点では、被害者弁護団の声明が2022年12月10日に示されました。その声明では、救済法は深刻な被害の救済にならないとして、次の 4 点の問題点を指摘しております。

第 1 に、家族被害の救済が図られていない。この制度は要件が狭く、10条の取引の範囲も狭く、家族被害の救済にはなりません。特に、未成年者である二世が権利行使するのが極めて困難な制度になっており、この点は家庭裁判所の監督の下で第三者が本人に代わって寄附を取り消し、管理をする制度が必要であると、このようにしております。

第 2 に、行政処分による救済可能性が不明確と指摘しております。いわゆる勧告、命令ができるとしておりますけど、当該法人への寄附の返金を求めるところまで含まれているのが明らかでないとしております。そして、積極的に寄附の返還まで踏み込んでいく法になっていくよう厳しく要求すると、こうしております。

第 3 に、禁止行為の範囲の適用が極めて狭いと指摘しております。新法では、禁止行為や取消権の対象になる行為が狭過ぎて、旧統一教会以外には被害者救済にほとんど役立たないものとなってしまったとして、特に寄附、勧誘に関するところで困惑や必要不可欠といった文言を入れたことで、裁判において禁止行為の範囲が極めて限定される、

これは直ちに直していただきたいと。岸田首相が国会の答弁で一定の方向性は出されておりますけれど、法の中でやっぱり禁止を明確にすべきだと、こういう指摘を弁護士は言っております。

第4に、個人の寄附が対象から外れている。新法の対象範囲は、法人や代表者もしくは管理の定めのある社団や財団に対する寄附に限られたものとなっております。旧統一教会は、今後解散命令により法人格を失ったとしても、その幹部信者は個人として、あるいは代表者等が定めのないまま宗教団体として違法な寄附勧誘を継続するおそれがあると、このように指摘しております。遅くとも見直しの際に、対象範囲を個人まで広げるべきだと、このように言っております。

また、被害者弁護団のほうから、また1つの反社会的な活動を行う旧統一教会との関係を断ち切ることにしても、岸田首相は臨時国会冒頭の10月の所信表明で、旧統一教会との関係について国民の声を正面から受け止め、説明責任を果たしながら信頼回復に努め、各般の取組を進めると述べました。しかし、実際の首相の姿勢は、この言明とは正反対でした。旧統一教会の関係について、自民党として、政府としても責任を持った徹底調査を拒みました。自民党は各国会議員に自主点検を求め、その集計結果を9月に公表しましたが、その後報告していなかった接点が判明する議員や閣僚が相次ぎ、個人任せの点検で真相解明は程遠いということが明らかになりました。

重大な旧統一教会との深い関係にあった安倍元首相も、個人だから限界があると調査対象から除外しております。これも問題です。安倍氏は2021年、旧統一教会関連団体の集会に敬意を表しますというビデオメッセージを送って、これが広告塔の役割を果たし、参議院比例区で安倍首相は旧統一教会の組織票を采配していたことも、その証言も出ております。自民党は、旧統一教会と半世紀以上も深い関係を築いてきた中心にいたのは、安倍氏が会長だった元岸信介首相でした。毎日新聞の11月7日付は旧統一教会創始者、文鮮明が、1989年から安倍派を中心に国会議員との関係を強化するように信者に語っていた発言録が掲載されております。安倍氏と旧統一教会との関係を徹底して調べることは、自民党が根深い癒着に真剣に反省しているかどうかの試金石です。

安倍元会長の下で関係の深さが指摘されている細田衆院議長の調査も不可欠です。選挙の際に旧統一教会との推薦確認書を交わした国会議員が少なくない問題も、放置したままにはできません。

そして、行政がゆがめられる疑惑の調査もこれからです。文化庁が安倍政権下、2015

年に従来の立場を変えて、統一教会の名称変更を認めた経緯は依然不明です。文化庁を担当した当時の下村博文文科大臣は説明責任を果たしておりません。名称変更は被害を拡大させた契機にもなっているだけに幕引きができません。

以上、この2件の意見書について、日本共産党、内田保は今の旧統一教会問題に鋭く中心点を請願するものであります。この請願に全面的に賛成しています。同時に議員諸氏の賛同を強くお願いいたします。よろしくお願いします。終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

次に、反対の討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了します。

これより請願第5号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。本件を採択することに賛成の方の起立を求めます。

起立ゼロであります。

（「今、不採択と」と呼ぶ者あり）

よく聞いてください。2回としゃべりません。

起立ゼロであります。よって、本件は不採択とすることに決定しました。

日程第13 発議第4号 南知多町議会委員会に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第13、発議第4号 南知多町議会委員会に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

4番、片山陽市議員。

○4番（片山陽市君）

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

発議第4号 南知多町議会委員会に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

提案理由としましては、オンライン会議システムを活用した委員会の会議について、

やむを得ない理由により参集が困難な委員から求められた場合及び委員長が特に必要と認める場合にも招集できるようにするため、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

改正の内容としましては、条例第12条の次に出席の特例の1条を加えるものであります。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

なお、提出者は私、片山陽市、賛成者は鈴木浩二議員と山本優作議員であります。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。同僚議員の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより発議第4号の件を起立によって採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

全員賛成であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第14 発議第5号 通学路に信号機を求める意見書

○議長（石垣菊蔵君）

日程第14、発議第5号 通学路に信号機を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

2番、山本優作議員。

○2番（山本優作君）

発議第5号 通学路に信号機を求める意見書について、趣旨説明は意見書の朗読とさせていただきます。

提出者及び賛成者は、お手元の発議書のとおりであります。

来年４月からは町内４つの中学校が統合して、現在の内海中学校校舎を利用する内海中学校南側に位置する主要地方道半田南知多線の「名鉄内海駅北側交差点」は、交通事故が多い箇所であり、歩行者の安全性が危惧されており、地域における最大の懸案事項となっている。

また令和４年７月２９日、都市計画道路豊丘豊浜線が開通したが「豊浜小学校東側交差点」については、南東から北上する車の主たる道となり、進入口に信号機がないため国道２４７号線から車両が速度を緩めることなく通行してくること、横断歩道までの距離が短く児童の発見が遅れることなど心配される。

通学する児童・生徒のみならず、高齢者や他の地域住民にとって安全性が損なわれ解決が必要となることから、交差点に信号機あるいは車両感应式信号機の設置を強く要望する。

提出先は、愛知県公安委員会委員長及び愛知県警察本部長であります。

以上で趣旨説明とさせていただきます。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより発議第５号の件を起立によって採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

全員賛成であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第１５ 閉会中の継続審査（調査）について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第１５、閉会中の継続審査（調査）についての件を議題といたします。

議会運営委員長、各常任委員長、各特別委員長から、所管事項について閉会中の継続審査（調査）の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

○議長（石垣菊蔵君）

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて令和４年第８回南知多町議会定例会を閉会いたします。どうも御苦労さまでした。

〔 閉会 １０時１３分 〕

上記会議の経過は、議会事務局長の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 石 垣 菊 蔵

署 名 議 員 小 嶋 完 作

署 名 議 員 内 田 保